CNIPA など 6 部門、科研費助成プロジェクトの専利活用に向けた実施計画を公表

2024 年 1 月 24 日
JETRO 香港事務所

2024 年 1 月 14 日、国家知識産権局（CNIPA）など 6 部門[1]が連名で、「**科学研究費助成プロジェクトにおける専利申告制度構築のための実施計画**」（建立财政资助科研项目形成专利的声明制度实施方案[2]）を公表した。

本実施計画は、「**知的財産権強国建設綱要**」[3]（2021 年 9 月 中共中央・国務院）、「**“十四五”知財保護運用計画**」[4]（2021 年 10 月 国務院）及び「**専利転化運用特別行動計画（2023-2025 年）**」[5]（2023 年 10 月 国務院弁公庁）での意思決定を展開し、科学研究費助成プロジェクトによって形成された知的財産権の申告制度を確立・改善し、科学研究費助成プロジェクトによって形成された専利（国防専利を含む）の品質監視、業績分析、科学的管理を支援するために策定された。

申告制度の内容

- ✓ 科学研究費助成プロジェクトを行う単位または個人が、当該プロジェクトの専利出願を行う場合、国家知識産権局専利業務処理システム[6]において、専利出願の根拠となるプロジェクトの種類、プロジェクト名、プロジェクト番号等の情報を申告する必要あり。

申告制度の範囲

- ✓ 最初は中央政府の財政資金による科学研究プロジェクトの一部に対して実施。制度の運用状況に応じて、プロジェクトの範囲を徐々に拡大し、その他の中央部門のプロジェクトや地方政府の財政資金によるプロジェクトも含める予定。

申告制度の要件

---

1 科学技術部、財政部、自然科学基金委員会、国家国防科学工業局、中央軍事委員会装備開発部。
2 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/22/art_550_189924.html?xxgkhide=1
3 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm
4 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm
5 JETRO レポート「国務院、専利の転化運用の活性化に向けた 2025 年までの計画を発表」（2023 年 10 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20231023.pdf
6 http://cponline.cnipa.gov.cn ※国防専利の場合は国防知識産権業務システムに申告。

- ✓ 科学研究費助成プロジェクトの専利を出願する単位または個人は、専利出願が受理された後に宣言を行う必要あり。専利出願は既に受理されているものの未授権の場合は、2024 年 6 月 30 日までに一元的かつ追加的に宣言を提出する必要あり。既に授権された専利については自発的に申告可。
- ✓ 科学研究費助成プロジェクトの各専利は、１つの科学研究費助成プロジェクトに関する情報のみを申告可。複数の科学研究費助成プロジェクトが関係する場合には、主な資金源である科学研究費助成プロジェクトの情報のみを申告可。
- ✓ 科学研究費助成プロジェクトの専利出願人は、プロジェクト実施単位（個人）、または、職務上の科学技術成果の所有権を付与された科学研究者。
- ✓ プロジェクト実施単位は、プロジェクト担当者、発明者、専利担当者等の参加者に、適時かつ標準的な方法で申告を行うように促すべきであり、プロジェクト管理専門機関は適切な指導と監督を行うべき。申告していない科学研究費助成プロジェクトの専利は、プロジェクトの完了・受理の成果として使用してはならない。

サービス保障措置

① 申告情報の収集（CNIPA と国防専利局に情報収集の責務）
② 審査サービスの支援（CNIPA と国防専利局は、プロジェクトの出所・技術分野・出願人情報・申告数等を組み合わせて法律に基づき専利審査を実施）
③ 品質評価とフィードバック（CNIPA と国防専利局は、専利の出願件数・技術分野・授権状況等を監視・評価、科学技術等に専利申告情報を定期的にフィードバック、品質評価結果をプロジェクトの受入評価・実績分析の重要な基礎として使用）
④ 運用状況の追跡調査（CNIPA と国防専利局は、授権後の科学研究費助成プロジェクトの専利を継続的に追跡調査し、専利の維持年数・専利譲渡ライセンス・転化実施について分析し、科学技術等の関連部門と共同で当該専利の転化運用を推進）

業務要求

① 政策指導の強化
② 運営メカニズムの改善
③ 共同運用の強化（正当な理由なく 5 年以上未実施の場合、国はその専利を無償で実施、または、有償・無償を問わず他人に実施を許可することが可能）

（以上）